

井吹台谷口公園駐車場自動販売機設置業務委託仕様書

1. 業務名

井吹台谷口公園駐車場自動販売機設置業務

2. 業務の目的

本業務は、公益財団法人 神戸市公園緑化協会（以下「協会」という。）が神戸市から設置許可を受けた井吹台谷口公園駐車場において、自動販売機を設置し管理運営することで、公園利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

※契約期間には、自動販売機設置準備期間を含んでおり、速やかに営業開始すること。

4. 設置場所

井吹台谷口公園駐車場

（詳細は、別添1の位置図のとおり）

5. 設置台数

1台（アルコール類は不可）

6. 自動販売機の仕様

（1）美観の考慮

設置場所が公共の公園内であることを考慮し、派手な色彩のものや製造者名・商品名等が大きく表示されているものは避け、事前に甲の承諾を得ること。

（2）売上数積算計の設置

売上数が確認できる積算計付きの自動販売機を設置し、売上数の報告はこの積算の数値に基づいて行うこと。

（3）電気料金

自動販売機の設置に必要な電気の契約は、設置者が行い電気料金を支払う。

なお、工事が発生する場合は、事前に協会と協議を行うこと。

（4）環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された、【判断基準】にそった自動販売機を設置すること。

詳細は、神戸市のホームページの次のURLに掲載の、「令和7年度グリーン調達等判断基準」(22-10) 199ページ以降で閲覧できる。

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/61068/4-r7_handankizyun.pdf

(5) 美観の配慮

事業者の設置する自動販売機については、都市公園内であることを考慮し、色や表示名称等、事前に必ず協会の承認を得ること。

(6) 設置及び撤去について

自動販売機の設置及び撤去は、事業者の責任と負担で行うこと

(7) 販売品目

缶・ペットボトル飲料とし、利用者の嗜好やニーズにあったものとすること。ただし、ノンアルコール飲料を含む酒類の販売は行わないこと。

(8) 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は、各製造者の設定している最低価格または市場の状況等を勘案して協会が適当と認めた価格とする。

(9) 商品の補充、機械の保守管理等

衛生管理、在庫管理、商品補充、金銭管理及び機械故障時の対応等設置機械のオペレーション及び使用済み容器の回収・リサイクルはすべて事業者が対応すること。また、故障時等の連絡先を自動販売機に表示するとともに協会に届け出ること。

※リサイクルボックスが溢れる状況等が確認されれば、リサイクルボックスの追加設置や回収頻度を増やす指示をすることがある。

7. 日常の維持管理・商品の入替え

(1) 一般的注意事項

- ① 品切れ及び釣り銭切れの状態にならないようにすること。多客時には適正温度の商品を補充できる体制をつくること。
- ② 必要に応じて商品及び釣銭の補充を行うこと。また商品の品質管理は特に注意すること。
- ③ 確実な商品及び金銭管理を行い、盗難等事件発生の際は、事業者が責任を負うとともに当協会に連絡及び警察への届け出を行うこと。
- ④ 自動販売機の故障、破損等の際は、事業者の負担で補修、入替え等を行うこと。また、事業者の連絡先を自動販売機に明記し、事業者の責任において対応すること。
- ⑤ 自動販売機の清掃等日頃の維持管理を十分に行うこと。
- ⑥ 搬入車両の経路、制限速度について協会の指示に従うこと。
- ⑦ 商品補充等の際に、来園者の利用に影響が生じないよう、十分に配慮すること。

8. 契約内容

(1) 納付金

契約期間中の納付金合計額（税抜価格）は、駐車場管理運営の納付金額に含める。

9. 契約終了後の原状回復義務

契約期間満了または契約解除により、自動販売機を撤去する際は事業者の費用負担で原状に回復することとする。事業者が原状回復義務を履行しないとき、又は協会が必要と認めたときは、協会は事業者に代わって自動販売機の撤去又は原状回復を行い、これに要した費用を事業者に請求する。

10. 業務報告

事業者は、毎月の売上本数と売上金額の報告書を提出すること。